

農政部会 議事録

日 時：平成28年6月20日（金）午前10時17分

場 所：合同庁舎4階 大会議室

議 題

第1号議案 改正農業委員会制度と業務の概要 について

第2号議案 農業委員候補者評価委員会設置要綱(案)について

第3号議案

坂出市農業委員会

出席委員 15名

1番 井上 雅史	21番 新谷 豊敏(会長職務代理)
2番 木下 得代	22番 中村 一信
6番 松下 良夫(農政部会長)	23番 北山 定男
11番 細谷 秀樹	26番 大原 眞路(農地部会長)
13番 平田 忠司	28番 東山 光徳 (途中から入室)
18番 平田 正幸(会長)	29番 中村 康男(会長職務代理)
19番 大林 正利	30番 藤本 俊彦
20番 大西 和男(農地部会長職務代理)	

欠席委員 3名

3番 寺嶋 秀行
14番 若谷 修治
25番 梶野 方伯(農政部会長職務代理)

事務局出席者

事務局長 細川 英樹
事務局長補佐 藤井 良清
事務局次長 岡崎 伸一郎
書記 田路 幸子

【事務局長】

みなさんおはようございます。前の農地部会が長引きまして、開催が定刻より遅れまして申し訳ございません。ただいまから6月の農政部会を開催致します。現在18名中、14名の出席を頂いておりますので、この部会が成立していることを報告いたします。

なお寺嶋委員さん、梶野方伯委員さんから欠席する旨の連絡を頂いております。

また先日、農地部会の猪熊委員さんのお母様がお亡くなりになりまして、葬儀は林田町のJA葬祭で16日に執り行われました。事後報告になりますが、慣例に基づきまして、委員一人当たり1千円のお悔みをさせていただきお返しは無しということで、事務局の方でさせていただいております。この場を借りて猪熊委員さんより会葬御礼のご挨拶をさせていただきたいということですので、よろしく申し上げます。

『猪熊委員』

母が14日に亡くなりましたが、その葬儀に際しましては過分なるご厚誼を賜りまして誠にありがとうございました。

【事務局長】

それでは、坂出市農業委員会部会会議規程第7条の規定によりまして、以後の議事進行を松下農政部会長をお願いしたいと存じます。

松下部会長よろしく申し上げます。

『部会長』

御一行におはようございます。委員のみなさんにおかれましては、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。

早速ですが第1号議案、『改正農業委員会制度と業務の概要 について』を議題に供します。事務局の説明を求めます。

【事務局長】

お手元の議案をご覧ください。まず1ページをお開きいただきたいと思いますのですが、こちらは6月上旬に開催されました県下の農業委員会長・事務局長会議の資料より抜粋したものです。今までにも何度かご説明いたしております内容と重複する部分もありますが、4月に改正農業委員会法が施行されまして、実際にどうだったかという資料も記載されておりますので

お付き合いいただけたらと思います。

改正農業委員会法で今回一番重視されていますのが、「農地利用の最適化の推進」となっております。

担い手への農地集積・集約化、集積を通じて耕作放棄地の防止・解消、農業を担う新たな人材としての新規参入の促進、こういった点が改正後のポイントとなっています。

改正農業委員会法の中で大きく変わったところが、今まで任意業務であった耕作放棄地の発生防止・解消が、改正により義務化されました。

二段目に記載していますが、「農地等利用の最適化の推進」として、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「耕作放棄地の防止・解消」と「新規参入の促進」が必須業務になりました。

また何回か説明させていただいておりますが、委員さんが今までは公職選挙法に基づく選挙制と、議会・団体の推薦制でございましたが、今回の改正農業委員会法では市長の任命制で、認定農業者の意向を踏まえた決定が行われるよう、委員の過半は原則として認定農業者とし、これは例外規定がありますので後程説明いたしますが、推薦または公募し市議会の同意を得て市長が任命することとなります。

2ページをご覧ください。今回の大きな変更点の一つとして、農業委員と別に農地利用の最適化の活動を行う「農地利用最適化推進員」を新設。こちらも推薦または公募し、農業委員会が委嘱、期間は3年、農業委員と同様に地方公務員の特別職という扱いです。

以下議案に基づいて説明

以上で説明を終わります。

『部会長』

事務局の説明が終わりましたが『改正農業委員会制度と業務の概要』について、なにかご意見・ご質問はございませんか。

『木下委員』

農業委員と推進委員の連携をとらなければならないというところですが、農業委員は1か月に1回農業委員の会がある訳ですよね。推進委員は決まったこととか情報をどのようにして勉強するのか、推進委員は推進委員で毎月1回集まるようにするんですか。

【事務局長】

まだ具体的に月1回か2か月に1回集まるとかは決まっておりません。農業委員さんについては任期の最初に初総会を開催して、勉強会をしたと思いますが、推進委員さんについても最初に勉強会が必要と考えております。定例会の実施回数については未定です。

『木下委員』

農業委員会で決まったことを推進委員さんが知らなかったら、困りますよね。推進委員さんが固まって勉強する機会とかは、まだ具体的には未定ですか。

【事務局長】

議案という形ではお配りするようになると思います。具体的には今後検討していくことになろうと思います。

『中村一信委員』

農業委員と推進委員の選び方は今までとは変わるということですね。公募と推薦でやってきた場合はそれぞれ定員がオーバーすることがあって、そのオーバーした場合は分配委員さんが会を開いて、退いていただく方を決めて定数以内に人数を決めるという方法をとるということですね。

【事務局長】

今までの農業委員さんにつきましては公職選挙法に基づく選挙委員さん24名と、議会・農協等団体から推薦をいただいて推薦枠で入っていただいた委員さんがおられます。次の農業委員さんについては、募集要項を作っていかなければなりません、推薦あるいは公募により募集をかけるようになります。坂出の農業委員の法定上限は19名ですが、農業委員については18名、推進委員は19名をたたき台として話しを進めるということで議論を進めていただいておりますが、今考えておりますのはその枠を旧選挙区の3地域で割ったら、5名・7名・5名で17名、それと中立委員さんを1名足して18名というふうに考えております。そのそれぞれの地区で5・7・5の中で推薦していただいたり公募に応募されたりして、もし枠をオーバーした場合には、評価選定委員会に諮り選考を行います。その選考の結果、降りていただく方が出るかもしれません。その選考を行うために前回の役員会に諮った中で副市長をはじめ市長部局からと農業委員会の役員さん、そして現地事情に精通された方として土地改良協議会から推薦を受けた方1名を委員として選定委員会をつくり、場合によっては面接なども

しながら選考を行うこととなります。

『部会長』

他にご意見はございませんか。

『藤本委員』

6 ページの左側の農業委員の選出方法で「団体等からの推薦」というところの団体等というのは、決まっているのでしょうか。

【事務局長】

これも決まってはいませんが、2月の農政部会の中で、山田前局長からの提案の中に、地元土地改良区からの推薦を受けたらどうか、という提案があったと思います。認定農業者あるいは女性・青年層の確保については、坂出市農業経営者協議会から推薦を受けたらどうか、ということも以前議題にさせていただいております。そのあたりが団体等に該当すると考えます。ただ坂出市の場合、認定農業者の地域性が偏っているためにそのあたりを十分考慮する必要があります。

『大林委員』

団体等からの推薦というのを聞いたんですが、坂出市農業経営者協議会に私も入っているのですが、団体からのその人物がダブった場合には別の人を推薦してもらわないといけないのか。

【事務局長】

例えば経営者協議会と土地改良からの推薦が同一人物というケースの場合には、地域枠の中で調整させていただくことになると思います。

『大林委員』

それと認定農業者は19名の内半数を確保するのか。

【事務局長】

議案資料の4ページをご覧くださいなのですが、元々の法律第8条第5項によれば、「認定農業者が農業委員の過半数を占めるようにしなければ

ならない。」となっています。ただこれを満たせない場合の例外規定がありまして、「区域内の認定農業者が、委員の定数の8倍を下回る場合は以下のとおりでよいこととする」という規定があり、A・B・Cと条項がありますが、坂出市の場合Bの「委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者とするについて市議会の同意を得ること」を採用しようとしています。これを適用させていただくと、18名の内で5名は認定農業者等で構成したいと、3地区の中に認定農業者等の住所地が偏在していますので、調整が必要になるかと、認定農業者として選出される方が多い地区は、一般の公募とかで出てこられる方の人数が減ってしまう可能性があります。

『大林委員』

さっき言っていた経営者協議会はほとんど認定農業者だから、認定農業者の委員が増えるように思う。

【事務局長】

それが国の狙いというか、認定農業者の意向を反映させた農業委員会の運営をするようにという方向性です。

『平田会長』

候補者をつくるのに、最初に認定農業者が過半数という、そしたら坂出市の場合はまず最初に認定農業者というのを仮設でうたっている。経営者協議会の方から選出してもらおうということに。そしたらその中で4分の1をクリアしたらいいのか、先に認定農業者であり経営者協議会から人数を仮に5名なら5名だとして、協議会の方から出る人が2人、それと女性を2人なら2人、それと40代以下を1人とか、そんな枠を決めていけばいい。それと後は中立委員というのがあるから、それはどっちも偏らず全部で経営者協議会からまず5人を選出してもらい優先的に地区割りしたら、残りの分で、坂出の選挙区第3選挙区までであるが、そこに従来どおりの人数で区割りができるように枠を委員会の方で案を出していかないと、いきなり認定農業者が62人いるからといっても、きれいにばらけておらず地域に偏りがあるからそこばかりに偏りすぎたら、農業委員会の機能がややこしいことになる。そこは話し合いをしていかないと、ただ何人という計算だけでは成り立たない。実際どういうところから何人だすかというのは難しい。前局長の時代からいろいろな素案をつくっていったが、農業委員の枠は坂出市の場合は、農地の面積100ヘクタールに1人ということなら、22人はとれる訳だが、今度は推進委員はそれより多くしろといっている。「農業委員は減らせ、最適化推進委員は増やせ」ということだ。

市議会の方で、従来の予算はだいたいの農業委員会の予算枠というのが決められていて、委員が増えたらやっぱりそれだけ予算が増えるので、そのあたりは勘案して、農業委員はだいたい何人、推進委員は何人というのを議会の方にお問い合わせしたら、議会の方もそれで認めてくれるのではないかなと思う。

だから人数を先に決めた方が良くと思う。認定農業者の枠を決めて、あと地域から何人出すかという手順でいいのではないかな。

『東山委員』

議会の方の用事で少し遅れて途中からになってしまいました。どことも一緒だが、今回坂出が取り組むのは初めてなので、なかなか大変だとは思いますが、農業委員と推進委員の人数が18と19というのは他の市と比べてまあまあこのくらいが適当かなというもので、これでなかったらいかんというものではないんでしょう。やってみないとわからないと思うんです。農業委員は何十年とやってきた実績があるから、農業委員の仕事は18人でもやれると思う。けれども適正化推進委員の仕事というのはやればきりがなけれど、果たして仕事がどんどんやれるほど有るか無いかという不安はある。月に1回寄ってやるほどの仕事があれば農業振興に非常に良いが、本当に毎日各地域に居て仕事があるのかという不安がある。

地域地域のだいたいの定数があるんで、さっき平田会長が言っていたように、認定農業者だけに限ったものでもなし、最初やってみてこれではいかんとなったら、また見直ししながらやっていかないと、最初から完全なものは出来ないと思う。

『平田会長』

新しい最適化推進委員の仕事の分担というのは、従来の農業委員会の農政部会のしていた仕事、なお新しい国が決めた農地中間管理機構の方から、香川県農地機構というのがある、これが同じような仕事を分担する。

『東山委員』

どういう仕事をするか、具体的にになった人が勉強して行かないとそう簡単には進まないと思います。どんどんいけるほど仕事が進むようならそれが良いがなかなか大変だろうと思う。

『平田会長』

農地面積の広いところと狭いところとあって大分違うし、地理的条件が

ある。貸し手ばかりが多くて借り手の無い地域と、それと従来から農業委員が農政部会で一生懸命やってきた利用集積、あれがだいたい行き渡っているのに、今残っている田圃に更に利用集積せよといっても良い条件の田圃はいいが、農道が細いような所で機械が入らないような場所は出し手は居ても借り手が無い。

『東山委員』

だから 18 人と 19 人を決めるのが一番難しいが、最初だから事務局や役員の方と相談しながら、地域で案をつくりながら検討していかないと最初からはきちっとはいかないと思う、初めてのものだから。

まあ専門に農業やって、熱心に前向きにしようとしている若い人をできるだけ大勢入れていくというのが一番大事だと思います。

『平田会長』

こういうものはいっぺんにがさっと決めるのではなく、じわじわと解決していかないと前に向いて進めない。

『東山委員』

すでにやっているところがあるから、事務局の方でどういう段取りで切り替えしたかをもう少し調べてもらったら、我々は分かりやすい。

【事務局長】

先行市町の情報を仕入れながら進めて行きたいと思っております。

『部会長』

よろしゅうございますか。1号議案、非常にご意見出るところでございますけれども、要は委員をどのように創り上げていくかということでもなかろうかと思うので、その一つで最後のページに付いております候補者の評価委員会、これは先日決まりましたものをここに整理しております。ここが最終的には起点になっていくと思います。その中で先程言っていた認定農業者は5名ぐらい、その中にまた女性委員は何名とかいう問題も出てくるんだろうと思いますが、要は全体の公平性というか地域のバランス、全地域の状況を踏まえてこの委員会ですらいろいろ検討していただく、というのが今回の進め方でございますので、その点よろしく願いして1号議案、終わりたいと思います。

『部会長』

続きまして第2号議案「農業委員候補者評価委員会設置要綱(案)」についてでございます。

【事務局長】

こちらにつきまして先程も若干説明させていただきましたが、先月の役員会で、農業委員候補者が定数枠よりも多数出た場合は選考をしなければならず、選考をする際に副市長・建設経済部長・産業課長といった市部局の者もメンバーとして入りますので、そちらの承諾も得なければなりません。あと、農業委員会の役員7名が構成の中に居ます。それと(9)で「前号で定める者のほか、農業に関する識見を有する者で委員長が認める者」という条項があります。これを想定しているのが土地改良協議会であり、坂出市土地改良協議会から1名の推薦をいただきたいと思っております。また推薦依頼を出させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

『部会長』

説明が1号議案・2号議案とありましたが、1号議案のところで大半のところを説明いただいておりますので、2号議案で何かご質問とかございますか。

ご意見無いようですので、一応以上で擱かしていただいよろしゅうございますか。

それでは6月の農政部会を以上をもちまして閉会させていただきます。

その他案件として、事務局の方でなにかありますか。

【事務局長】

- ①□ 猪熊委員のお悔みの集金について
- ②□ 副市長との協議について 農政部会終了後
平田会長・大原農地部会長・松下農政部会長 出席
 - ・候補者評価委員会委員への参画内諾依頼
 - ・現在までの協議進捗状況報告
 - ・29年度以降の予算への配慮要望

以上です。

『部会長』

以上で今月の農政部会を終了致します。
ありがとうございました。

11:12